

(様式第1-1号 甲号)

★申請部数

様式第1-1号(甲号, 乙号)正本1部, 併せて指令書用に, 甲号のみ2部。

農地法施行規則第10条第1項ただし書の規定による単独申請の場合は, 指令書用の甲号は1部でよい。

譲受人等又は譲渡人等が複数いる場合は, 指令書用の甲号は当事者の数だけ提出する。

★記載注意

○ 当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署する。例外として単独申請できるのは次の場合。

(1) 競売, 公売, 遺贈その他の単独行為

(2) 確定判決, 裁判上の和解又は請求の認諾, 民事調停成立, 家事審判の確定又は調停成立

○ 譲受人等, 譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は, 「別紙のとおり」と記載し, 別紙で添付する。

この別紙も, 指令書用甲号の必要部数も添付する。

譲受人等が複数の場合は, 持分を記載すること。

○ 登記上の所有者が死亡している場合は, 原則として申請前に相続登記を行い, 譲渡人と登記上の所有者を一致させること。なお, 申請時まで登記することができない場合は, 申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍謄本等, 除籍謄本等又は遺産分割協議書, 相続放棄証明書等)を添付する。

また, 住所等が登記簿の記載と異なるときも, 戸籍の附票, 住民票の写し(変遷のわかるもの)等を添付する。

○ 未成年者の場合は, 未成年者の氏名の下に親権者名を記載し, 親権者であることを証する書面(戸籍謄本など)を添付する。

○ 代理人が申請する場合は, 代理権限を証する委任状(委任事項を特定したもの)及び, 必要に応じて, 譲受人等が申請どおり農業を行う旨の確認書を添付する(委任状に付記してもよい)。

○ 例) 「所有権」を「移転」, 「賃借権」を「設定」, 「使用貸借による権利」を「設定」等

1 「面積 (㎡)」は登記簿の面積を記入する。

「備考」は, 次の場合記載する。

・登記上の所有者と現在の所有者が異なる場合, 登記上の所有者を記載する。

2 「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は 「許可後」, 「許可後○日後」等